

背景と目的

高齢者・障害者などの日常生活における移動を支援する目的で行われる移送サービスは、有償で第三者の要望に応じて輸送する（旅客事業許可が必要）「介護タクシー・福祉タクシー事業者」と、「ボランティア団体」や「NPO法人（特定非営利活動法人）」「市区町村社会福祉協議会」などの民間非営利団体が道路運送法第80条のもと有償運送許可を受けて行っています。

また、この福祉車両を利用した移送サービスには他に、老人ホーム・障害者センター・病院などの各施設の職員などが独自に行っている送迎サービスがありますが、この送迎サービスについては、道路運送法上の規制もないことから各施設の運営に任せられています。

しかし、この送迎サービスを実施している各施設においても、運転技術、知識などに不安を抱いており、また、知識不足からくる送迎時の事故も多いことから、運転者に対して安全運転講習会を開催してほしいとの要望が多くありました。

そこで、その運転者に対し福祉車両の取り扱いについて再教育するとともに、車いすの方が乗車されている場合の運転の仕方、車いすの乗降時などにおける他車両、二輪車への注意など、一層の安全性向上、また、相手方の過失・不注意による「もらい事故」も含めて、危険予知を積極的に行うことを目指し、“警視庁鮫洲運転試験場”に於いて警察官や交通指導員による実践的指導を行う講習会を開催することとなりました。